

議第217号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 2京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会の項を次のように改める。

京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会	持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	2年
京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会	本市の非常勤の職員（地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員及び同条第1項に規定する委員に限る。）の報酬の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会を設置する必要があるので提案する。